

## 第6章 騒音・振動

### (1) 国道6号線の騒音測定

国道6号線の自動車排ガス調査と同時に、交通騒音の24時間測定を実施している。

①測定場所 高萩警察署磯原地区交番（磯原町本町4-2）

②測定日 平成20年8月4日～5日

表6-1 磯原地区交番測定結果

単位：デシベル

	昼 間	夜 間
磯原地区交番	74.3	74.1
環 境 基 準	70	65
要 請 限 度	75	70

※ 測定結果は、等価騒音レベル( $L_{Aeq}$ )による数値。

昼間は午前6時から午後10時までの間、夜間は午後10時から翌朝の午前6時までの間をいう。

要請限度の数値は、幹線交通を担う道路に近接する区域に係る限度の数値である。

(2) 騒音規制法に関する届出状況

① 騒音規制法に基づく届出状況

表 6-2-1 特定施設の届出状況

届出の種類 施設の種類の	設 置		使 用		使用全廃		数 変 更		施設総数
	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数	
1 金属加工機械	2	2					3	15	392
2 空気圧縮機等	3	14			1	2	2	34	638
3 土石用破砕機等									23
4 織機									10
5 建設用資材製造機械									6
6 穀物用製粉機									0
7 木材加工機械									116
8 抄紙機									0
9 印刷機械									22
10 合成樹脂用射出成形機							1	12	280
11 鋳造型機									0
計		16		0		2		61	1,487

※実事業所数 139

表 6-2-2 その他の届出状況

届出の種類	防止方法変更	承 継	氏名変更	計
件 数	0	0	15	15

表 6-2-3 特定建設作業の届出状況

特定建設作業の種類	件 数
1 くい打機等を使用する作業	3
2 びょう打機を使用する作業	0
3 さく岩機を使用する作業	1
4 空気圧縮機を使用する作業	0
5 コンクリートプラント等を設けて行う作業	0
6 バックホウを使用する作業	3
7 トラクターショベルを使用する作業	0
8 ブルドーザーを使用する作業	0
計	7

(3) 振動規制法及び県条例に関する届出状況

① 振動規制法に基づく届出状況

表 6-3-1 特定施設の届出状況

施設の種類	届出の種類		設 置		使 用		使用全廃		数 変 更		施設総数
	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数	工場等数	施設数	
1 金属加工機械											0
2 空気圧縮機等											89
3 土石用破砕機等											0
4 織機											3
5 コンクリートブロックマシン											0
6 木材加工機械											12
7 印刷機械											0
8 ロール機											0
9 合成樹脂用射出成形機											9
10 鋳造型機											0
計		0		0		0		0		0	113

※実事業所数 33

表 6-3-2 その他の届出状況

届出の種類	防止方法変更	承 継	氏名変更	計
件 数	0	0	0	0

表 6-3-3 特定建設作業の届出状況

特定建設作業の種類		件 数
1	くい打機、くい抜機等を使用する作業	2
2	鋼球を使用して建築物等を破壊する作業	0
3	舗装版破砕機を使用する作業	0
4	ブレーカーを使用する作業	3
計		5

② 県条例に基づく届出状況

表 6-3-4 特定施設の届出状況

施設の種類	届出の種類	設 置	廃 止	承 継	氏名変更	計 (届出数)
金属加工機械		4	3		2	9
土石用等の破砕機、摩砕機等						0
建設用資材製造機械					1	1
木材加工機械						0
鋳造型機						0
建設等の現場工事に用いるもの						0

表 6-3-5 特定建設作業の届出状況

特定建設作業の種類		件数
1	くい打機等を使用する作業	0
2	びょう打機を使用する作業	0
3	さく岩機を使用する作業	0
4	空気圧縮機を使用する作業	0
5	コンクリートプラント等を設けて行う作業	0
6	バックホウを使用する作業	0
7	トラクターショベルを使用する作業	0
8	ブルドーザーを使用する作業	0
計		0

◇ 環境基本法に基づく騒音に係る環境基準

類 型	A		B		C		備 考
時間 基準	昼 間	夜 間	昼 間	夜 間	昼 間	夜 間	昼 間 : 6:00 ~ 22:00 夜 間 : 22:00 ~ 6:00
一般地域	55 デシベル以下	45 デシベル以下	55 デシベル以下	45 デシベル以下	60 デシベル以下	50 デシベル以下	
道 路 に 面 す る 地 域	60 デシベル以下	55 デシベル以下	65 デシベル以下	60 デシベル以下	65 デシベル以下	60 デシベル以下	A 地域のうち 2 車線以上を有する道路 B 地域のうち 2 車線以上を有する道路 C 地域のうち車線を有する道路
	幹線交通を担う道路に近接する空間						個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。
	昼 間			夜 間			
70 デシベル以下			65 デシベル以下				

注 1. 工業専用地域については、地域の類型当てはめは行わない。

2. 環境基準は、航空機騒音、鉄道騒音及び建設作業騒音には適用しない。

※ 類型の定義

類型 A 区域：都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域及び第 2 種中高層住居専用地域

類型 B 区域：都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域

類型 C 区域：都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域並びに用途地域の指定のない地域

※ 幹線交通を担う道路の定義

- ・ 道路法第 3 条の高速自動車国道、一般国道、県道及び市道（市道にあっては、4 車線以上の区間に限る。）
- ・ 都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号（一般自動車道に限る。）の自動車専用道路

※ 幹線交通を担う道路の近接空間とは、前掲道路端から次の車線数の区分に応じた距離により特定される。

- ・ 2 車線以下の道路：15 m
- ・ 2 車線を超える道路：20 m

◇ 騒音規制法及び振動規制法による特定工場等に係る規制基準

用途地域 規制基準	第1種低層 住居専用地域				第2種低層 住居専用地域				第1種中高層 住居専用地域				第2種中高層 住居専用地域				準住居地域 第1種住居地域 第2種住居地域				近隣商業地域				商業地域				準工業地域				用途地域の 指定のない地域				工業地域				工業専用地域			
	第1種区域				第2種区域				第3種区域				第4種区域																															
騒音規制基準	8時	6時	18時	21時	8時	6時	18時	21時	8時	6時	18時	21時	8時	6時	18時	21時	8時	6時	18時	21時	8時	6時	18時	21時	8時	6時	18時	21時	8時	6時	18時	21時	8時	6時	18時	21時	8時	6時	18時	21時				
	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓	↓				
	18時	8時	21時	6時	18時	8時	21時	6時	18時	8時	21時	6時	18時	8時	21時	6時	18時	8時	21時	6時	18時	8時	21時	6時	18時	8時	21時	6時	18時	8時	21時	6時	18時	8時	21時	6時	18時	8時	21時	6時				
	50	45	40	55	50	45	55	65	60	50	70	65	55																															
振動規制基準	第1種区域								第2種区域																																			
	6時～21時				21時～6時				6時～21時				21時～6時																															
	65 デシベル				55 デシベル				70 デシベル				※				60 デシベル				※																							

※北茨城市内の「用途地域の指定のない地域」及び「工業専用地域」は、振動規制法ではなく、茨城県生活環境の保全等に関する条例が適用される。騒音規制法については、市内全域で適用される。

◇ 茨城県生活環境の保全等に関する条例による振動の規制基準

用途地域 規制基準	第1種低層 住居専用地域				第2種低層 住居専用地域				第1種中高層 住居専用地域				第2種中高層 住居専用地域				準住居地域 第1種住居地域 第2種住居地域				近隣商業地域				商業地域				準工業地域				用途地域の 指定のない地域				工業地域				工業専用地域			
特定施設を有する工場の規制基準	人に不快感を与える等により、その生活を妨げ、又は物に被害を与えることがないと認められる程度																																											

◇ 茨城県生活環境の保全等に関する条例による深夜騒音の規制基準

用途区域 規制基準	第1種低層 住居専用地域	第2種低層 住居専用地域	第1種中高層 住居専用地域	第2種中高層 住居専用地域	第1種住居地域	第2種住居地域	準住居地域	近隣商業地域	商業地域	準工業地域	用途地域の 指定のない地域	工業地域
	第1種区域	第2種区域	第3種区域	第4種区域								
深夜騒音に係る 騒音規制基準	23時～6時	23時～6時	23時～6時	23時～6時	23時～6時							
	40 デシベル	45 デシベル	50 デシベル	55 デシベル								
規制対象営業等	飲食店営業、喫茶店営業、ボーリング場営業、バッティング練習場営業、ゴルフ練習場営業											
禁止事項	<p>ア 第1種区域及び第2種区域並びにその周囲10メートル以内の区域では、音響機器から発生する音が当該営業所の外部に漏れない措置を講じている場合を除き、深夜（午後11時から翌日の午前6時まで）においては、次の音響機器を使用してはならない。</p> <p>(1) カラオケ装置 (2) 電気蓄音機 (3) 録音及び再生装置 (4) 有線ラジオ装置 (5) 楽器 (6) 拡声装置</p> <p>イ 飲食店営業等を利用する者は、深夜においては、みだりにその周辺の静穏を害する行為をしてはならない。</p>											

◇ 茨城県生活環境の保全等に関する条例による拡声機の使用制限

拡声機の音量	使用方法	使用の時間
第1種区域：50 デシベル 第2種区域：55 デシベル 第3種区域：65 デシベル 第4種区域：70 デシベル	<p>1 商業宣伝を目的として使用するときは、1回の使用時間は5分以内とし、1回につき2分以上休止すること。</p> <p>2 商業宣伝を目的として地上5メートル以上の位置で使用しないこと。</p>	午後6時から翌日の午前9時までは使用しないこと。
拡声機の使用制限	<p>1 病院、学校その他の特に静穏を必要とする施設の周辺の区域では、商業宣伝を目的として拡声機を使用してはならない。</p> <p>2 航空機から、機外に向けて商業宣伝を目的として拡声機を使用してはならない。</p>	

※第1種区域：都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種低層住居専用地域及び第2種低層住居専用地域

第2種区域：都市計画法第8条第1項第1号に規定する第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域

第3種区域：都市計画法第8条第1項第1号に規定する近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び都市計画法による用途地域の指定のない地域

第4種区域：都市計画法第8条第1項第1号に規定する工業地域